

綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者の登録及び購入等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、綾瀬市立綾南保育園及び大上保育園（以下「児童福祉施設」という。）において、給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）の登録及び購入等について必要な事項を定めるものとする。

(納入業者の募集)

第2条 納入業者の募集は、2年毎に広報等により周知する。ただし緊急時やむを得ない場合等については、この限りではない。

(納入業者の登録要件)

第3条 納入業者として登録を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 原則として、緊急時の対応が可能な位置に店舗が存在すること。
- (2) 市の指定した期日及び時刻までに指定した場所へ納入が可能であること。また、原則として生鮮食品については、使用する日の午前8時～8時30分までに納入が可能であること。
- (3) 登録年度の前年12月1日を基準日として営業年数が1年以上であること。
- (4) 少量での配送及び土曜日の納入が可能な限り対応できること。
- (5) 経営が安定し、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 店舗、工場、その他物資を管理する施設の所在地周辺の環境が衛生的であること。
- (7) 店舗、工場、その他物資を管理する施設の設備が衛生的であり、かつ、従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (8) 物資納入のために使用する車両及び容器が衛生的に保持されていること。
- (9) 所轄の保健所の指導に従っていること。
- (10) 別に定める「綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入に関する品質基準（以下「品質基準」という。）」に適合する給食用物資の納入が可能であること。
- (11) 児童福祉施設の給食に対して深い理解を有し、協力的であること。
- (12) 別に定める「綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者の登録及び購入等に関する要領」に従うこと。

(13) 本市の主催する地産地消のイベントに伴う保育園給食の食材については、通常とは異なる発注があることを承知すること。

(登録の申請)

第4条 申請者は、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者（新規・更新）登録申請書（第1号様式）に、別表第1に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長に申請しなければならない。ただし、「かながわ電子入札共同システム」登録業者（物品）である場合は、第5号及び第6号について省略することができる。

2 前項における申請期間は、都度別に定める。

(審査の実施)

第5条 前条の審査は、保育所主管課が行う。

2 審査は、原則として書類審査とする。ただし、新規申請者又は検収不合格品を納入したことがある者等については、必要に応じて事業所等の実態調査を行うものとする。

(登録業者の決定)

第6条 市長は、前条の規定により登録の適否を行い、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録簿（第5号様式）に登録する。

2 前項の規定により申請者を納入業者として登録した場合は、当該申請者に対し、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録（更新）決定通知（第6号様式）により通知する。

3 第1項により登録を許可しない場合は、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録（更新）決定通知（第6号様式）により、その旨及び理由を通知する。

(登録の有効期間)

第7条 納入業者の登録の有効期間は、登録された年度の翌年度4月1日から2年間（以下「本登録期間」という。）とする。ただし、緊急時等により本登録期間内に新たに登録の申請を行った者の有効期間は、登録された日から本登録期間末日までとする。

(登録有効期間の更新)

第8条 市長は、納入業者の登録の有効期間を更新することができる。この場合において更新される登録の有効期間は、更新される前の有効期間末日の翌日から2年間とする。

- 2 納入業者は、前項に規定する有効期間の更新を受ける場合は、児童福祉施設給食用物資納入業者（新規・更新）登録申請書（第1号様式）により、別表第1に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定する申請により納入業者の登録有効期間を更新する場合は、当該申請者に対し、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録（更新）決定通知（第6号様式）により通知する。
- 4 第2項に規定する申請により、更新を許可しない場合は、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録（更新）決定通知（第6号様式）により、その旨及び理由を通知する。
- 5 更新の申請期間は、都度別に定める。

（登録の変更）

第9条 納入業者は、登録されている事項について変更が生じた場合は、速やかに綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録事項変更届（第7号様式）を市長に届出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定する届出があった場合は、当該納入業者の登録事項を変更するものとする。

（登録の取消し）

第10条 納入業者は、第6条第1項に規定する登録を取り消す場合には、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録取消届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により納入業者の登録を取り消した場合は、その旨を通知する。

（登録資格の取消し等）

第11条 市長は、納入業者が第3条に定める要件を満たしていることに疑義が生じた場合や、誠実に物資の納入をしない等により、不適格業者と認めるときは、当該納入業者に係る登録を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により納入業者の登録を取り消した場合は、その旨及び理由を通知する。

（給食用物資の購入）

第12条 市長は、第6条第1項に規定する納入業者から物資を購入するものとする。

(納入業者及び給食用物資の選定委員会の設置)

第13条 納入業者及び給食用物資の選定のため、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者及び物資選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、別表第2に掲げる職員で組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、保育所主管課長をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員会の庶務は、保育所主管課において処理する。
- 8 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(価格競争物資納入業者の決定)

第14条 品質基準に基づく規格の指定を行う物資を「価格競争物資」とし、登録業者から見積書を徴し、指定した期日までに納入が可能な価格により選定する。

- 2 価格競争物資は、年間単価契約とする。ただし、急激な価格変動その他の理由により年間での価格の算定が困難であると認める場合は、1年より短い期間を指定して契約を締結することができる。
- 3 契約を締結した納入業者が納品不可能となった場合は、次の最低価格見積書を提出した納入業者に発注し、見積価格に基づき請求を受けるものとする。
- 4 前2項の規定により契約を締結した後に生じた価格変動に伴う、年間単価契約の変更は原則として行わない。

(見本選定物資納入業者の決定)

第15条 品質基準に適合する見本品を徴する物資を「見本選定物資」とし、味等を比較検討のうえ選定する。

- 2 見本選定物資は、年間単価契約とする。
- 3 年間単価契約を締結した納入業者が納品不可能となった場合は、次に適格となった納入業者に発注し、見積価格に基づき請求を受けるものとする。
- 4 給食用物資の価格変動に伴う、年間単価契約の変更は原則として行わない。

(単価契約外物資納入業者の決定)

第16条 天候等により価格変動のある物資や、第14条及び第15条に当てはまらない物資を「単価契約外物資」とし、参考見積書を徴し、物資ごとに納入業者を決定する。

2 市場の変動に応じ価格請求を受けるが、市場価格を著しく上回る請求を行った納入業者については、委員会に諮り、担当業者の見直しを行うものとする。

3 納入業者が納品不可能となった場合は、他の納入業者から納入を行うこととする。
(経過の記録)

第17条 委員長は、前条までの規定のうち、納入業者及び給食用物資が決定した経過を記録しなければならない。

(覚書の取交わし)

第18条 市長は、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入に係る覚書（第9号様式）を納入業者と取り交わすものとする。

(発注)

第19条 市長は、発注書をもって納入業者に発注の通知を行うものとする。

(緊急時の特例)

第20条 市長は、緊急時やむを得ない場合、又は納入業者において納入できない給食用物資と認められる場合は、前条までの規定にかかわらず、給食用物資の発注をすることができる。

(検収)

第21条 納入された給食用物資は、納入業者立会いの上、市長が指定した者が品質基準に適しているか検査を行い、納品書とともに受領するものとする。

(代金の請求及び支払)

第22条 納入業者は、給食用物資の代金を月ごとにまとめ、請求するものとする。

2 市長は、納入業者から品質基準に基づき給食用物資が納入されたことを確認後、前項の規定により、請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に納入業者の指定する金融機関口座に振込むものとする。

(委任)

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年3月1日から施行する。ただし、納入業者の登録の申請その他の準備行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第8条関係）

	様式名	様式区分	新規登録	更新登録	綾瀬市の学校給食に登録している業者 （新規及び更新）
1	綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者（新規・更新）登録申請書	指定様式	○	○	○
2	営業許可書又は営業報告書の写し（営業に関し必要な業種のみ）	写し可	○	○	—
3	食品衛生監視票（食品衛生監視を受けている場合）	写し可	○	○	—
4	消化器系病原菌検査結果（製造業で実施している場合のみ）	写し可	○	○	—
5	登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（法人のみ）	写し可	○	—	—
6	代表者身分証明書（個人事業主のみ）	写し可	○	—	—
7	使用印鑑届（委任がない場合） 委任状・使用印鑑届（委任がある場合）	指定様式	○	○	○
8	誓約書	指定様式	○	○	○

別表第2（第13条関係）

課名	委員
保育所主管課	課長
	綾南保育園園長
	大上保育園園長
	担当総括者
	栄養士

第1号様式（第4条、第8条関係）

綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者（新規・更新）登録申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

【同意事項】

1. 綾瀬市の学校給食センターに給食用物資納入の登録を行っている業者の場合、給食センターに提出している書類を確認することがあります。
2. この児童福祉施設給食用物資納入業者登録申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以上のことに同意の上、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者の登録を申請します。

所 在 地

商 号

申請者 代 表 者(職氏名)

電話番号

Fax 番号

E-mail

担 当 者

業種		
営業年数		年（創業年月日）明・大・昭・平・令 年 月 日
営 業 規 模	従業員数	人（うち配達員 人）
	配達方法	☐ 保冷車 台 ☐ 冷凍車 台 ☐ その他（ ） ※その他の場合、保冷による配達が可能 ☐ 可能 又は ☐ 不可能
	店舗等の規模	店舗 m ² 工場 m ² 倉庫 m ²
	冷凍庫	基（容量 ）
	冷蔵庫	基（容量 ）

仕入先	
納入不可能な場合の代理業者（完全に納入できる場合は必要なし）	所在地 商号 代表者(職氏名) 電話番号 FAX番号
納入実績	保育所給食 年 月～ 年 月又は 現在 学校給食 年 月～ 年 月又は 現在 その他給食 年 月～ 年 月又は 現在
納入希望品目	☐ 米類 ☐ 小麦粉製品類 ☐ 芋・芋製品類 ☐ 大豆及び大豆加工品類 ☐ 野菜類 ☐ 果物類 ☐ きのこ類 ☐ 魚介類 ☐ 肉類・肉加工品類 ☐ 卵類 ☐ 牛乳・乳製品類 ☐ 菓子類 ☐ 乾物類 ☐ 缶詰類 ☐ 調味料類 ☐ その他 （ ）
希望納入施設及び配達に要する時間	☐ 綾南保育園 分（上土棚南１－４－１７、定員１２９名） ☐ 大上保育園 分（大上６－１４－５、定員１１５名）
添付書類	☐ 営業許可書の写し、又は営業報告書の写し ☐ 食品衛生監視票の写し（食品衛生監視を受けている場合） ☐ 消化器系病原菌検査結果の写し（製造業で実施している場合） ☐ 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（法人のみ） ☐ 代表者身分証明書（個人事業主のみ） ☐ 使用印鑑届（第２号様式）（委任がない場合） 委任状・使用印鑑届（第３号様式）（委任がある場合） ☐ 誓約書（第４号様式）
店・会社付近の略図（地図添付可）	

第2号様式（第4条、第8条関係）

使 用 印 鑑 届

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

所 在 地

商 号

代 表 者(職氏名)

担 当 者

次の印鑑を、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入に係る覚書の取交わし、契約の締結等に使用します。

使 用 印 鑑

第3号様式（第4条、第8条関係）

委任状・使用印鑑届

年 月 日

綾瀬市長 殿

所在地

商 号

代表者(職氏名)

担当者

私は、次の者を代理人と定め、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入に係る次の事項に関する権限を委任します。また、次の印鑑を使用します。

- 1 契約等の締結に関する件
- 2 見積に関する件
- 3 債務の履行に関する件
- 4 代金の請求及び受領に関する件
- 5 復代理人の選定に関する件
- 6 その他契約に関する一切の件

代 理 人	使 用 印 鑑
所在地 〒 商 号 職 氏 名 電話番号 FAX 番号 E-mail	

第4号様式（第4条、第8条関係）

誓 約 書

綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 従業員の衛生及び健康管理に万全を期します。
- 2 給食用物資納入については、店舗・倉庫等の環境衛生及び取り扱いに細心の注意を払い、不適格品や不良品のないよう万全を期します。
- 3 給食用物資が品質不良及び異物混入等の不適格品や不良品のある場合は、直ちに返品、引替え等の処置を講じます。また、その原因を究止め、市に改善の報告をします。
- 4 納入する給食用物資は、見本、見積書、発注書等と相違することなく、量目不足のないよう注意し、不足があった場合は、直ちに補充します。
- 5 給食用物資の納入は、指定された期日及び時刻を厳守します。
- 6 給食用物資を納入する際は、納品書を提出します。
- 7 給食用物資を納入する際の運転は、周囲への配慮を十分に行います。
- 8 国税及び地方税に滞納はありません。
- 9 貴児童福祉施設に対し著しく損害を与え又は納入物資が園児の罹病原因と立証された場合は、その損害に対して全責任を負います。
- 10 上記の項目に違反した場合及びその他の理由により不適格納入業者であると認められたときは、登録を取り消されても異存はありません。

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

所 在 地

商 号

代 表 者(職氏名)

印

第5号様式(第6条関係)

綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録簿

【本登録期間 年 月 日～ 年 月 日】

[illegible]

第6号様式（第6条、第8条関係）

綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録（更新）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 の 内 容	☐ 登録（更新）する ☐ 登録（更新）しない
登 録 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
登 録 決 定 品 目	☐ 米類 ☐ 小麦粉製品類 ☐ 芋・芋製品類 ☐ 大豆及び大豆加工品類 ☐ 野菜類 ☐ 果物類 ☐ きのこ類 ☐ 魚介類 ☐ 肉類・肉加工品類 ☐ 卵類 ☐ 牛乳・乳製品類 ☐ 菓子類 ☐ 乾物類 ☐ 缶詰類 ☐ 調味料類 ☐ その他 （ ）
登録をしない理由	
備 考	

第7号様式（第9条関係）

綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録変更届

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

所 在 地

申請者 商 号

代 表 者(職氏名)

担 当 者

次のとおり、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録事項の変更について届
出ます。

変更事項	変更前	変更後
☐ 業者名変更		
☐ 代表者変更		
☐ 所在地変更		
☐ その他		

第8号様式（第10条関係）

綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録取消届

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

所 在 地

申請者 商 号

代 表 者(職氏名)

担 当 者

この度、以下の理由により、綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入業者登録の取り消しを届出ます。

取消し理由	
取消し希望年月日	年 月 日から

第9号様式(第18条関係)

年度綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入に係る覚書

綾瀬市(以下「発注者」という。)と給食用物資納入業者(以下「受注者」という。)は、児童福祉施設給食用物資(以下「物資」という。)の納入について、次のとおり覚書を取り交わす。

(目的)

第1条 この覚書は、物資の納入に必要な事項を定め、その業務を円滑に行うことを目的とする。

(物資の納入)

第2条 受注者は、次の条件を遵守するとともに、発注者の指定した者の検査を受け、これに合格した物資を納入すること。

- (1) 受注者は、給食による伝染病、食中毒、その他の事故防止の立場から食品衛生法を遵守すること。
- (2) 物資が粗悪のため、適しないと発注者が判断した場合は、受注者は、速やかに物資を交換すること。
- (3) 「綾瀬市立児童福祉施設給食用物資納入に関する品質基準」に記載されている規格に適合したものを原則とすること。

(代金の支払)

第3条 代金の支払いは、物資の納入後、発注者が受注者の適正な支払い請求書を受理した日から起算して30日以内とする。

(協議)

第4条 この覚書に定めなき事項については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

この覚書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 綾瀬市早川 5 5 0 番地

綾瀬市

綾瀬市長

受注者 住所

商号

代表者

(職氏名)